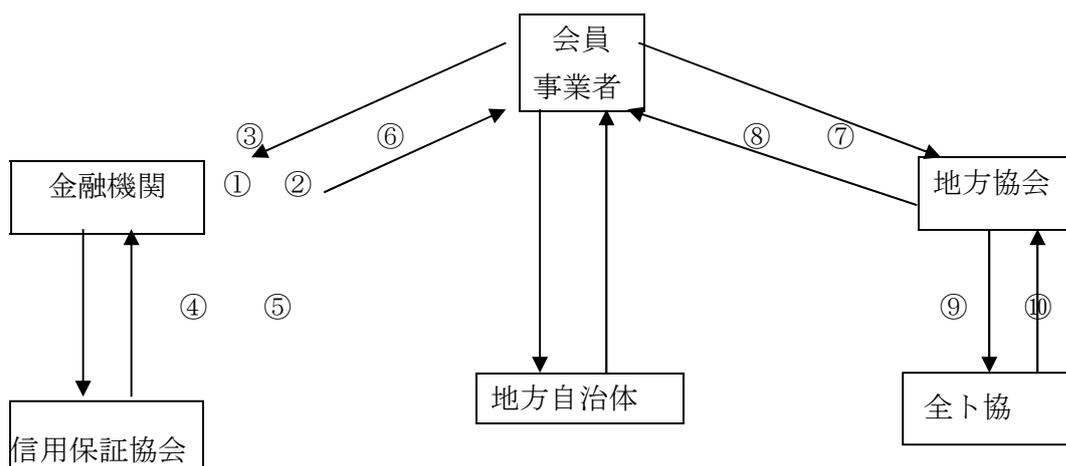


## 信用保証料助成事業に対する全ト協助成スキーム

公益社団法人 全日本トラック協会



(フロー)

- ① 会員事業者が、
  - ・地方自治体の定めた原油等の価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援を目的とした（セーフティーネット）制度融資の認定、
  - ・国のセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条6号「危機関連保証」）の認定、
  - ・又は「激甚災害」として指定された「東日本大震災緊急保証」や「災害関連保証」上記の要件該当の認定を申請。  
(認定不要型制度融資もあり、その場合の手続きは地方自治体の定めによる。)
- ② 地方自治体は上記①に係る認定書を会員事業者宛に発行。
- ③ 会員事業者が金融機関（又は保証協会）へ借入（保証）申込み。
- ④ 金融機関から信用保証協会へ書類提出。
- ⑤ 信用保証協会は金融機関へ信用保証書を発行。
- ⑥ 金融機関は信用保証協会の発行する「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」を会員事業者へ送付して融資を実行。
- ⑦ 会員事業者は地方協会へ信用保証料助成を申請。
- ⑧ 地方協会から会員事業者へ助成金を振込。
- ⑨ 地方協会から全ト協宛て助成金交付を申請。
- ⑩ 全ト協から地方協会宛て助成金を振込。